

組織規程（平成31年規程第18号）の一部を次のとおり改正する。

令和6年12月 日改正  
経営委員会

新	旧
<p>組織規程</p> <p>平成31年規程第18号 平成31年3月7日制定 令和元年8月27日改正 令和2年2月6日改正 令和3年1月14日改正 令和3年3月26日改正 令和5年3月6日改正 <u>令和6年12月 日改正</u></p> <p>第1章 略 第2章 第2条 略 第2条の2 略 第2条の3 略 第2条の4 略</p> <p>(投資委員会) 第2条の5 投資委員会は、法第18条第1号に掲げる業務（以下「管理運用業務」という。）に係る投資決定を適切に行うため、管理運用業務の執行に係る重要事項に関する意思決定を行うにあたっての事前の審議及び議決並びに経営委員会に提出する議案及び報告する内容の議決を行う。</p>	<p>組織規程</p> <p>平成31年規程第18号 平成31年3月7日制定 令和元年8月27日改正 令和2年2月6日改正 令和3年1月14日改正 令和3年3月26日改正 令和5年3月6日改正</p> <p>第1章 略 第2章 第2条 略 第2条の2 略 第2条の3 略 第2条の4 略</p> <p>(投資委員会) 第2条の5 投資委員会は、法第18条第1号に掲げる業務（以下「管理運用業務」という。）に係る投資決定を適切に行うため、管理運用業務の執行に係る重要事項（<u>年金積立金管理運用独立行政法人業務方法書第10条第2号に規定する契約の公正性の確保に関する事項を含む。</u>）に関する意思決定を行うにあたっての事前の審議及び議決並びに経営委員会に提出する議案</p>

新	旧
<p>2 前項の重要事項は、次に掲げる事項を含む。</p> <p><u>(1) 運用受託機関の公募、審査及び決定</u></p> <p><u>(2) 資産管理機関の公募、審査及び決定</u></p> <p><u>(3) 自家運用及び短期借入に係る取引先候補の評価及びその範囲の決定並びに個別取引先の決定に適用される適切な基準及び方法の決定</u></p> <p><u>(4) 年金積立金管理運用独立行政法人業務方法書第10条第2号に規定する契約の公正性の確保に関するその他の事項</u></p> <p>3 投資委員会の委員長は、第3条に定めるC I O（最高投資責任者）とする。</p> <p>4 投資委員会は、委員長のほか、理事長及び理事（総務・企画等担当）を委員として構成し、委員長がその議事を進行する。</p> <p>5 投資委員会は、委員長及び委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。</p> <p>6 投資委員会の議事は、出席した委員長及び委員の過半数をもって決する。</p> <p>第2条の6 略</p> <p>第2条の7 略</p> <p>第2条の8 略</p> <p>第2条の9 略</p> <p>第2条の10 略</p> <p>第2条の11 略</p> <p>第2条の12 略</p> <p>第2条の13 略</p> <p>第3章 略</p> <p>第4章 略</p> <p>第5章 略</p>	<p>及び報告する内容の議決を行う。</p> <p>2 投資委員会の委員長は、第3条に定めるC I O（最高投資責任者）とする。</p> <p>3 投資委員会は、委員長のほか、理事長及び理事（総務・企画等担当）を委員として構成し、委員長がその議事を進行する。</p> <p>4 投資委員会は、委員長及び委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。</p> <p>5 投資委員会の議事は、出席した委員長及び委員の過半数をもって決する。</p> <p>第2条の6 略</p> <p>第2条の7 略</p> <p>第2条の8 略</p> <p>第2条の9 略</p> <p>第2条の10 略</p> <p>第2条の11 略</p> <p>第2条の12 略</p> <p>第2条の13 略</p> <p>第3章 略</p> <p>第4章 略</p> <p>第5章 略</p>

新	旧
略 附則 略 附則（令和元． 8． 27改正） 略 附則（令和 2． 2． 6 改正） 略 附則（令和 3． 1． 14改正） 略 附則（令和 3． 3． 26改正） 略 附則（令和 5． 3． 6 改正） 略 <u>附則（令和 6． 12． 20改正）</u>	略 附則 略 附則（令和元． 8． 27改正） 略 附則（令和 2． 2． 6 改正） 略 附則（令和 3． 1． 14改正） 略 附則（令和 3． 3． 26改正） 略 附則（令和 5． 3． 6 改正）

附 則（令和 6． 12． 改正）

この改正は、令和 6 年 12 月 日から施行する。